

始良市公園愛護報償金交付要綱

(目的)

**第1条** この告示は、公園の清掃、除草等の愛護作業を自発的に行う団体に対する報償金の支払について定め、公共施設愛護の思想を啓発し、公園の健全な管理運営を図ることを目的とする。

(定義)

**第2条** この告示において「公園」とは、都市公園法施行令（昭和31年政令第290号）第2条各号に規定する公園、市長が特に認めた公園広場等をいう。

2 この告示において「愛護作業」とは、おおむね次に掲げる作業を内容とするものとする。

- (1) 清掃除草（公衆便所を含む。原則として月2回以上とする。）
- (2) 収集したちりの処理（危険物等特別なものを除く。）
- (3) 簡単な整地
- (4) 遊具等諸施設の損壊等に関する連絡
- (5) その他健全な公園の維持に係ること。

(報償金支払の対象)

**第3条** 報償金は、自発的に公園の愛護作業を行っている町内会又は愛護会等（以下「団体」という。）に対して支払うものとする。

(報償金の額)

**第4条** 報償金の額は、次に掲げるとおりとする。ただし、年間を通じて愛護作業を行った場合は年額、年度途中で申請があった場合又は年度途中で中止した場合は愛護作業を実施した月数に月額を乗じて得た額とする。

- (1) 面積が500平方メートル未満の公園  
年額 29,000円  
月額 2,400円
- (2) 面積が500平方メートル以上2,000平方メートル未満の公園  
年額 42,000円  
月額 3,500円
- (3) 面積が2,000平方メートル以上4,000平方メートル未満の公園  
年額 56,000円

月額 4,600円

- (4) 面積が4,000平方メートル以上6,000平方メートル未満の公園

年額 69,000円

月額 5,700円

- (5) 面積が6,000平方メートル以上の公園

年額 78,000円

月額 6,500円

(作業実施報告)

**第5条** 第2条第2項の愛護作業を実施した団体は、翌月5日までに公園愛護作業実施報告書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

(報償金の支払)

**第6条** 報償金は、年度末に支払うものとする。

(愛護作業の用具の貸与)

**第7条** 第2条第2項の愛護作業を実施するための用具を必要とするときは、公園愛護作業用具貸与申請書(様式第2号)を提出しなければならない。

- 2 前項の規定による申請があったときは、市は、実施団体に対し、用具を貸与するものとする。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成22年3月23日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の始良町公園愛護報償金交付要綱(昭和57年始良町告示第6号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。

**様式第1号** (第5条関係)

**様式第2号** (第7条関係)